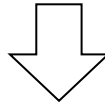


# 農地の見通しと確保

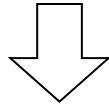
## 農地の見通しと確保

- 令和12年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢<sup>(※)</sup>を踏まえ、荒廃農地の発生防止・解消の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

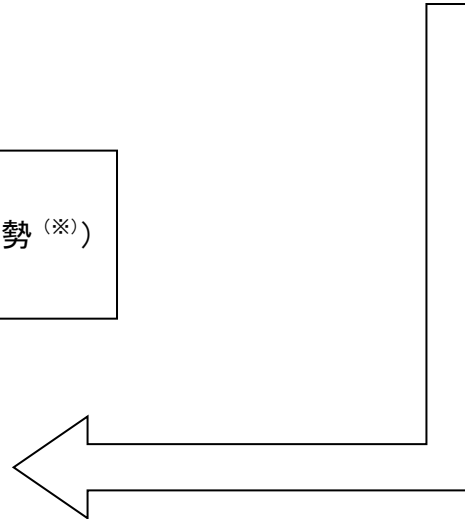
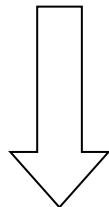
令和元年現在の農地面積 439.7万ha



すう勢 <sup>(※)</sup>	令和12年までの農地の増減	施策効果	令和12年までの農地の増減
農地の転用	△16万ha		
荒廃農地の発生	△32万ha	荒廃農地の発生防止	+17万ha
		荒廃農地の解消	+5万ha



これまでのすう勢<sup>(※)</sup>が今後も継続した場合の令和12年時点の農地面積 392万ha (すう勢<sup>(※)</sup>)



令和12年時点で確保される農地面積 414万ha

(※) すう勢は、農地の転用及び荒廃農地の発生が同水準で継続し、かつ、荒廃農地の発生防止・解消に係る施策を講じないと仮定した場合の見込み。

## 農地面積の見通しの考え方

### 新たな基本計画における農地面積の見通しの考え方

- 農業の持続的な発展を通じて、食料・農業・農村基本法の基本理念である食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮を図っていくためには、その前提となる国内農業の基盤として、各種施策により今後とも国内の農業生産に必要な農地を確保していく必要。
- こうした認識の下、新たな基本計画における農地面積の見通しについて、
  - ① これまでのすう勢（農地の転用や荒廃農地の発生）を踏まえつつ、
  - ② 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度、農地中間管理事業等、荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策の効果を織り込む。

拡充等

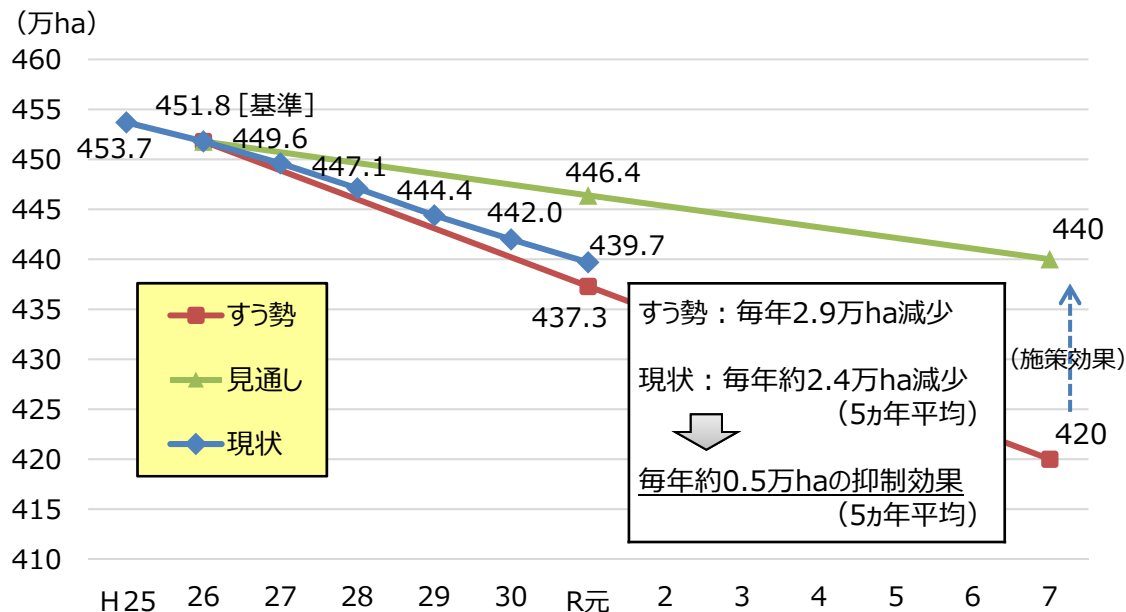
### 荒廃農地の発生防止・解消に関連する施策

- 人・農地プランの実質化の推進や中山間地域等直接支払制度における集落戦略の作成支援等を通じて、地域で農地利用に係る徹底した話し合いを行った上で以下の施策の拡充等を通じ、荒廃農地の発生防止・解消を推進。
  - ・ 多面的機能支払制度については、令和元年度から、活動組織の広域化の推進や非農業者の参画の促進による体制強化への追加支援などを実施。
  - ・ 中山間地域等直接支払制度については、令和2年度からの第5期対策において、将来にわたり協定農用地の維持管理を可能とする体制づくりに向けて、集落協定の広域化・人材の確保・農業生産性の向上等への加算措置の創設・拡充等を措置。
  - ・ 農地中間管理事業については、担い手への農地集積・集約化を加速化するため、令和元年に農地バンク法を改正したところであり、新たな制度の下で、人・農地プランの実質化の促進及びそれに向けた基盤整備等を実施。

# 農地面積の見通し（平成27年基本計画）と推移

参考資料

○ 農地面積については、令和元年は439.7万haとなっており、年平均約0.5万haの減少抑制効果は見られるものの、荒廃農地等が見通しを上回り発生したため、令和7年の農地面積の見通しである440万haを下回っている状況。

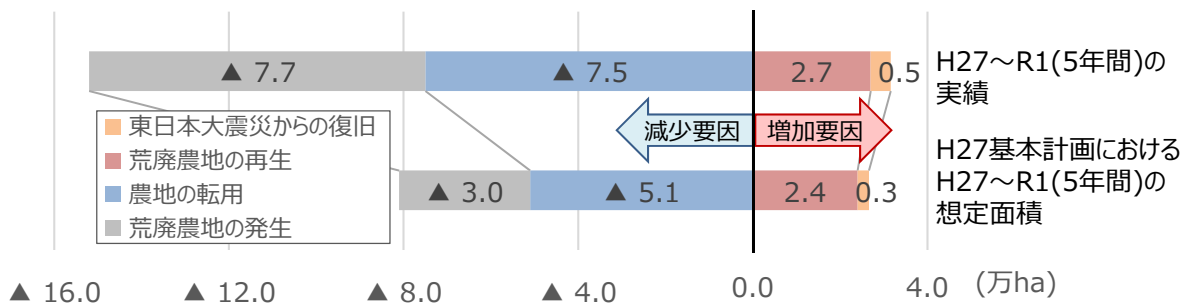
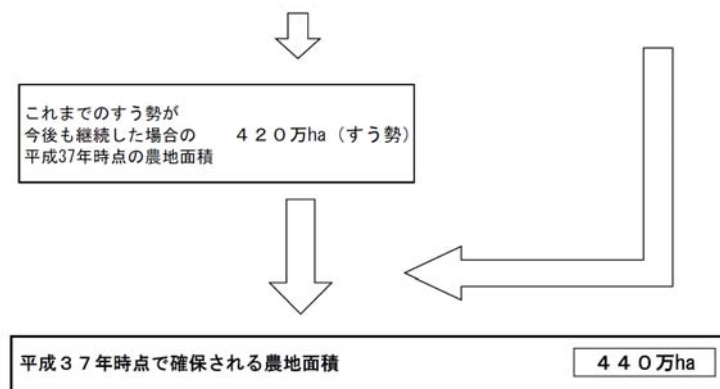


## 農地の見通しと確保

- 平成37年における農地面積の見込み
- これまでのすう勢を踏まえ、荒廃農地の発生抑制・再生等の効果を織り込んで、農地面積の見込みを推計

平成26年現在の農地面積 **452万ha**

すう勢	平成37年までの農地の増減	施策効果	平成37年までの農地の増減
農地の転用	△1.1万ha		
荒廃農地の発生	△2.1万ha	荒廃農地の発生抑制	+1.4万ha
		荒廃農地の再生	+0.5万ha
		東日本大震災からの復旧	+0.1万ha



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」を基に作成（H29～R1の実績の一部は推計）  
 注：基本計画の計画期間（H27～R7の11年間）において、すう勢及び施策効果が均等に発生すると仮定した場合の比較である。

資料：「農地の見通しと確保」（食料・農業・農村基本計画（平成27年3月）参考資料）